

基地関係の下水道使用料でございますけれども、五十四年度におきましては御案内のとおり二月末の調定整理ということで、徴収は二カ月後にその使用等につきまして徴収するというような経過がございまして、五十三年度の基地の下水道使用料の歳入はございせん。

五十四年度でございすけれども、当初予算の見込みにつきましては、防衛施設庁を通じまして、基地側に対して汚水の予定量といったものの報告を求めておりまして、それによります基地からの汚水量が、年間百十五万二千五百五十立方メートルというような積算がまいております。それを口径別の料金になっておりますので、二住宅それぞれその基準に基づいて積算しているわけでございすか、その中におきまして全体としては五十四立方メートルというような、一月一戸当たりの使用量が報告の中に入っております。それに基きまして、当初予算が構成されておりました。現在の使用料のような予算に相なっているわけでございす。一億二千五百五十七万六千円というような総額。そのうち基地関係が八千五百二十二万円というような収入見込みを立てたわけでございすけれども、現実に、現在徴収しております実績を見ますと、全体の使用量を現在の実績を一応も

とに年間予測をいたしますと、約七十万立方メートル、四〇％減になるというふうなことが、数字的にあらわれております。

この原因につきましては、一応の理由については基地の現在の沈滞ムード、一般財政が非常に厳しいといったようなことを勘案しての徹底した節水をしているというようなことに起因するというような想定を持たざるを得ないということでございます。一応当初予算に由し上げたような基準で積算をすれば四〇％ぐらいの減ということがございす。

これにつきましては、現時点では想定でございすけれども、夏より冬、一般的には当然水の使用量が減るだろうという想定を持たざるを得ませんものですから、当然、約七十万立方メートルの使用量というのは、ほぼ実績として上がってくるのではないかと考えております。したがいまして料金にしては、基地関係については約二千七百万円程度の減額にならざるを得ないと考えております。現在の積算におきまして、当初予算では基地関係の下水道使用料を約八千五百万円と踏んでおりまして、いまのところ想定では五千八百万円程度に相なるのではないかと考えております。

それから西住宅、あるいは北、南の住宅の使用料でございすけれども、使用量別に料金体系ができておりますので、当初月五十四立方メートルというような積算がされておりましたのが、実質的には現在二十四立方メートルくらいに落ちております。落ちておりますというよりも、実績としては上がっております。したがいまして、これの単価が五十までいけば三十五円というふうな立方メートル単価になるわけでございすけれども、実質的にはそれも三十円というふうな数字になるというような状態に相なります。したがいまして、件数においては全く同じ形態でございすけれども、その使用量において大きな差が出ている。それが使用量別の料金体系をとっておりますので、さらにそれが過剰されて減ってくるというようなことになるのであります。これらにつきましての予算措置につきましては、十二月にお願いをしようというような計画を持っております。

以上推駁でございしましたけれども、五十三年度あるいは五十四年度の基地関連の下水道使用料についてお答え申し上げます。

○福祉部長(林田 猛君) 生活資金関係でございすますが、これの契約につきましては、福生市と社会福祉協議会が業務委託契約を結んでおるわけでござい

います。

次の免除規定でございすますが、免除規定は昭和五十二年六月に社会福祉協議会と市が協議いたしまして、免除規定をつくったわけでございす。

次の三点目でございすますが、貸付資金は貸付金であり、市の方でその業務を委託しているということで、契約書は生活資金業務委託契約書というようにことでございす。したがって五百万円につきましては、市が社会福祉協議会に貸し付けをしているということでございす。

○十六番(貫井喜代次君) 余り時間もないようで、幾つか最後の質問をいたします。

まず順序が不同になるかもしれませんが、公社の関係で、先ほど私が質問したように、土地開発公社で買うより、いまの説明でも市で買った方が安く買えるということですね。そう理解していいんですね。してみると、何がゆえに土地開発公社というものがあるのかということもありすけれども、これは今後の問題で、市が買えて市がやっていけるんだっけ、もちろん資金、その他の関係もありますけれども、そういうことであれば、それで安く買えることだったら結構だと思えます。

そこで土地開発に対していま一つ回答をいただきたい問題は、先ほど買う方が高くて、売る方が安いと、一万円の差があるということを申し上げましたけれども、この五十三年度の事業一覧表によると、土地取得の契約が五十三年八月十九日、件名が公共事業代替用地、面積が六百三十六・六〇平方メートル、金額が四千五百八十九万八千八百六十円、備考に福生市（区画整理）というふうなことになっております。このことに対して、今度は土地の処分の契約がやはり同年の八月二十日、いま申し上げました取得の日の二日後になるんですけれども、それで件名も面積もともに取得と同じで、金額が四千七百四十九万一千六百三十三円と、備考の方は何かと関係があるから申し上げませんが、取得、いわゆる買収から処分の売り渡しまでに二日間で差し引き百五十九万二千七百七十三円、百六十万円ばかり公社が飲んでいいる。こういうことになるわけですね。もうかつたというか、もうかつたというか……。こうした公益の公共の土地開発公社として、個人事業とは異なつて、これはちよつともうけ過ぎではないかと。先ほどは少くとも一万円の差があつて、買うのが高くて、売るのを安く売つたということですが、これは逆なことですが、これはどういふふうな関係でこういうことが起つたか。これ一つだけ土地開発公社で

お尋ねいたします。

防災は、ぜひそのようにして努力をしていただきたいと思ひます。

下水道、さつき下水道は五十三年は収入はなかったというのですが、どういふことで収入がなかったのか。五十四年二月十三日の全員協議会資料の關係の中、西住宅、それから北と南の分の差し引きというふうなこと、これは全面的に変わつてしまつたのか。

いまの説明によると、確かに五十四立方メートル、一ヶ月、それが二十四に下がつてしまつたと、半分以下に下がつたという原因は那邊にあるのか。その当時の書類は全部ある。報告された書類が……。大分心配してゐたことによりをかけて、ますます下水道事業が赤字になつていくと。もちろんこれは公共ですから、赤字は覚悟でやらなければならぬということですが、余りにも赤字が多くなり過ぎるのではないかと思うので、その点どういふことでこういうふうになつたのか。これら全員協議会でこういうものを渡された後において、全面的にこういうふうなものが資料として現在では利用できない。これを資料としてどういふことはなくなつてしまつたような關係になるようですので、その点どういふことでこういうことが

起こつたのか。

それをひとつお願いすると同時に、いま下水道会計の先ほど繰出金も多くなるということで、私申し上げましたけれども、これも先ほど申し上げましたように、今議会に提出されている下水道会計の補正二号で八千万円、当初は二億八千六百万円ですから、これを合わせますと三億六千六百万円を一般会計から下水道会計へ繰り出すと、本年度だけで、まだこれから補正で出すのかどうかわかりませんが、前年度も確か三億円以上が出されていると思います。

下水道債は五十三年当初五億九千八十万円、これに対しての当初予算の元金償還が一千四百七十七万三千円、償還金利子が一億三千七十一万八千円と、合計一億四千五百四十九万一千円、それで公共下水道事業は前年度の補正五号で八億五千六百四十万円となっている。そのうち経常費の一般管理費が一億一千三十四万円で、維持管理費が三千六十三万二千円、合計一億四千九十七万二千円、これに対して使用料収入は一千百四十二万四千円、経常経費に対する割合というものは一割にも届かないと。これはもちろんまだ出発間もないのですから、やむを得ないと思います。

それで五十四年度の当初予算の公共下水道事業債というものは、御承知のとおり限度額が九億九千三百四十万円で、五十四年度末現在高見込みは三十億四千五百一十一万五千円というところでありますが、ここで受益者負担金というものが七千五百八十五万円、それから使用料一億二千五百五十七万円、前年度当初としての減額が三千九百二十万円、こういうふうな計算になるのですけれども、本年度の元金償還一千二百三十二万五千円と、利子の一億四千四十二万一千円、合計一億五千二百七十四万六千円、こういうふうな数字があらわれてくるわけなんですけれども、こういうことを考えても、先ほど来申し上げました基地下水道料というものの関係が、わずかの期間にこうした計画を非常に下回ったことは、勢いその分の問題は、福生市民にかかってくるということになるわけでありますけれども、どのような原因でこういうふうな差が出てきたのか、こういうふうな点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

次に、社会福祉事業ですけれども、あくまでも五百万円というのは、社会福祉協議会へ貸し付けてあると、貸付金であるから、そ毎年書きかえたりしてやっているのだと思います。またそうならなくちゃならないと思いますけれども、貸し

付けしているからこそ、事務の委託というものの契約がある。社協へ五百万円を出しているということ、内容的にこれはやはり明確な五百万円を市から出しているというようなことにする方が、取扱者も、いまの説明によると何だか貸し付けているんだか委託しているんだかという面があるように思います。実際に運用している面でも。

たとえば減免規定なり免除規定なりするのも、貸し付けている親元ですね、市が。親元がそういうふうなものを規定して、こういうふうにしてやってもらいたいというのが、助ではないかと思いますが、何か貸している方からの意見を尊重——尊重しなくてはいけないとか、しちやいけないということではないが、当然、市の方でそういうことは検討して規定をつくり、いろいろ免除規定なら免除規定というものをつくって、それで五百万円の中でこういうふうなものをやってくださいというところが、公金を使っている貸し付けということに対しては、よろしいんではないかと思う。正常ないき方をするには、そうあるべきではないかという考え方をどういうふうに考えているか。

それからもう一つ、ニゲつきがないということですから、ニゲつきというものの

ができて、免除規定やそういうことをつくった上において、だれがどこでこの責任をとったりなんかするのか。責任と言うと少し大げさですけども、そういうふうなことを考えると、もう少しすっきりしたいき方をした方がいいのではないかと。

たまたま七月の社協だよりを見てちょっと気がついたので質問をして、まだよく検討もしないで質問したということは非常に申しわけないけれども、その点ももう時間もないようですから、あと聞きたくとも、もう三回終わりでございますので、その点納得のいくような説明をお願いいたします。

○管財課長(森田 武君) 五十三年度の事業の一覧表のうちの一点につきまして、先ほど御質問がございました百五十九万円の差について御説明申し上げます。公社が土地を買収する場合には、当然、土地の鑑定士に出して、その鑑定価格で買収するわけです。それを処分する場合には、その鑑定価格とプラス土地に要する管理費、さらに取得するときの借入金の利子、それと契約から入金されるまでの利子、そういうものが含まれまして、土地に要する一つの価格が決定されるわけでございます。

○十六番(貫井喜代次君) だからこういう差が出たということですか。

○管財課長(森田 武君)

そういうことでございます。

○建設部長(浅見裕康君)

お答え申し上げます。

先ほど、使用料の減った原因につきましては、節約したからだろうと言わざるを得ないということで御答弁申し上げました。実は私も御質問いただきまして、お昼休みにいろいろ担当に聞いたわけでございますが、そこまで事務引き継ぎなり、自分の手がそこまで回っていないというのが実情でございますが、いずれにいたしまして、基地から報告されました数値を基準に、当初予算で組むべきであらうという結論で、当時当初予算を編成したということでございます。

その後、余りにも激減ということで、御指摘のとおりでございます。年間何千万円という数字になっているところにつきましては、今後下水道会計の運営の面で重視しなければならぬ問題と思います。さらには住宅関係に限らず、市の全体の汚水の量、そういうもののチェックなり、実態として減ってきましたことをもう少し下水道課といたしまして、シビアに再検討いたしたいと思っております。そうしませんと、計画が基地に限らず、全体に対して大きな影響音をもつということでございいますので、そういう点につきましても、十分留意しながらやっていきたいと思っております。

思っております。

もう一点、御指摘をいただいた点でございすけれども、今後、下水道ずっと実施されていくということで、基本的に見ておりますのは、公債費は変更投資であるので、今後一般会計から補てんをしていただく。具体的には繰り出していただく。補てんしていただかなければならぬだろうと考えております。そのほかの經常経費、維持ないし管理、そういった経費が、使用料の徴収、その他の関係がふえますと、建設事業が減ると、反比例してそれらがふえると思います。したがって、理想的には使用料で經常費、その補てんがつくというのが理想的でございすけれども、現在の見通しといたしましては、若干さらに公債費の上積みした形で、一般会計から見えていただかなければやっていけないんじゃないかという想定を持たざるを得ないわけでございます。

そういう点で、基地の使用料も含めまして、全体に対しまして下水道事業そのものの財政計画、あるいは事業計画、そういうものを一度見直す必要があるのではないかという感じがしておりますので、それらを早急に調査いたしまして、議会側に報告すべき点等がございましたら、その都度また報告申し上げます。

御指摘、御指導をいただきしたいと思います。

○福祉部長（木村 猛君） 確かに五百万円は市の金でございます。当初、この制度ができたときは、免除規定はなかったわけですが、そこは社会福祉協議会と市で協議して、免除規定等設けたわけですが、確かにおっしゃるとおり、これは市が主導権を握りましてやるべきが適当ではないかと考えるわけですが、います。今後、いろいろな面について、市がよろしいとか、何とかというふうに主導権をもって、今後この業務については、私の方でやっていきたいと思っています。

それからなお、二げつきの問題でございますけれども、当初私が御説明いたしましたのは、この免除規定を適用しなかったと、確かに二げつきはあります。あるけれどもそこで責任の問題がどこにあるかということが発生するわけですが、確かに免除規定をつくりましたが、これに該当する方はおるのではないかと考えられますが、免除はしていないということでございまして、この責任をどこにするかというところで、この免除規定ができたのではないかと考えられるわけですが、いずれにしても、市の重要な税金をもとにしての貸付金でございます。われわれといたし

ましても、十分社協を監督いたしまして、よりよい方向に今後進めていかなければならないと考えておりますので、今後われわれの方で社協をリードいたしまして、この問題につきまして、適切に図っていききたいと思います。

○十六番（貫井 喜代次君） 要望だけ、いまの社会福祉ですけれども、ぜひそれは明確にしておくような、いろいろの面を整備されることをひとつ望みます。そうすべき、だと思います。

それからいま一つ、下水道の基地の関係、これは建設委員会あたりは、こういうふうなものをいろいろと審議されて、内容をよくわかりになっているかと思いますが、その他の者は、余りこれを知らないのではないかと思います。特に改選後の新しい議員さんには、こういうふうな資料もいていないと思いますので、こういうふうには大きく変わったというふうな、現在もちろん基地対策でもこれは取り上げているのではなかろうかと思いますが、こういうふうな面について、次期全協でもこういう内容の変わった面、こういうふうには大きく変わったといったような資料をいただければ、今後いろいろな面で検討することができると思いますので、そういうふうな点になるべくそういうふうにするように、これはぜひこういうふうなことの

資料を出せということではなく、できればそういうふうなものを出すように努力してもらいたいということを要望して、時間がありませんので、以上をもって、私の一般質問を終わります。

○議長(小林菊三君) 次に十九番 宮沢良一君。

(十九番 宮沢良一君 登壇)

○十九番(宮沢良一君) 貴重な時間をいただき、一般質問をさせていただきます。すでに通告どおり順を追って質問させていただきます。

最初にボランティア活動についてでございます。

福祉一般にかかわる活動、また、その他幅の広い、そして大ぜいの方々の御協力により、ボランティア活動の成果が得られることでしょう。御承知のとおり、福生市はボランティア活動の指定区域とされ、社会福祉協議会に委託されましたが、今後ますますボランティア活動が活発になっていくと思います。

現在、全国でボランティア活動を行っている人は約八十万人を超えているそうです。これに伴って、奉仕活動中に奉仕者みずからが交通事故にあり、奉仕の相手側にけがをさせるなどの事故が目立っているそうです。

これではせっかくの奉仕活動も何にもなりません。こうした奉仕活動中の事故に備えて、五十二年四月につくり出されたのがボランティア保険ですが、独立した保険というのではなく、いわゆる障害保険と賠償責任保険を組み合わせた保険で、奉仕者みずからが転倒などの事故でけがしたとき、奉仕者が活動中に誤って花びんなどを壊すなど、他人の身体や財物に損害を与えた場合などに、見舞金や賠償金などが支払われるという、すでに保険の対象となった事故は数多くあるそうです。発足した年に大阪では歳末助け合い運動中、交通事故で亡くなり、本当にお気の毒だと思います。奉仕者には百万円支払われたそうです。

事故はないにこしたことはありませんが、ないとは言いきれません。年間保険料は一人当たり二百円で、奉仕者の人はだれでも加入できるそうですが、当市ではボランティア活動に参加される皆様方に保障がされているのかどうかお伺いいたします。

次に、市営住宅に身障者の住宅を取り入れる計画があるのかどうかをお尋ねいたします。

当市における身体障害者の方は約三、四百名と伺っております。去る昭和五十一年福生市身体障害者実態調査によりますと、日常困っていることは何ですかという問いに、一番に住宅であり、二番に生活、三番目に装具となっております。われわれ健全な体であっても、借家住まいの人は高い家賃には頭を抱えている今日であります。ましてや体が御不自由であれば、仕事の範囲も狭まり、実態調査を見ても明らかのように低所得者が多く、大変御苦労されていることがよくわかります。福祉事務所としては、福祉施策をなす一層充実させる足かりとして、新たな第一歩を踏み出そうとするものであると、福生市福祉のはじめに述べられておりますが、調査結果が示す身体障害者の方々の声を市当局はどのように対処されるのか、市営住宅建てかえに伴う身障者住宅も考えているのかどうか。もし計画に入っていないとするならばこの際計画していただくよう強く望むものであります。

次に特例納付金の貸付制度についてお尋ねいたします。

現在国民年金に加入している人は二十七百万人を超え、年金を受けている人は七百九十一万人で、拠出年金四百十五万人、福祉年金三百七十六万人、六十五歳

以上のお年寄り十人のうち八人は、国民年金を受けているようでございます。老後の大きな支えとなっていることは間違いありません。保険料を納め忘れて二年間過ぎると、時効で納められなくなり、年金が受けられなくなるということですが、今回そのような人たちに、都が昨年七月一日より五十五年六月三十日まで二年間を特例納付期間として、過去の保険料を納めることができるようにして、年金権が復活する特例納付制度が実施することは御承知のとおりでございます。対象者にとってはチャンスであるわけですが、しかしながら現実はその保険料を六月三十日までに分割とは言え、いかにして納めるか、頭を抱えている人たちが大ぜいおられます。

去る七月にある人が、この特例納付制度ができて、金を納めれば私も年金がもらえる資格ができると、またもらえる年齢だが、先に立つものが不足で思案に暮れているのですが、福生市にはこのような融資制度はないのでしょうかとの相談でした。私は残念ながら現在はありませんと言わざるを得ませんでした。その後その方は生活資金の融資を受けようとして社協にいったところ、来年六月ぎりぎりまでかんはってみてくださいと言われ、そのときまでに納められなけ

れば相談にのりましようと言われたそうです。その方は六十三歳で、借金してでも早く納めて、早くもういたいとの希望のようでした。その後、親戚から借りて払い込んだそうですが、何とか市あるいは国で融資をしてもらえないでしょうかと、多くの人たちからそのような声を承っております。

このような現状をいち早く御理解され、融資に踏み切った市も何市かあります。ある市では限度額五十万円まで融資をしております。幸いこの八月一日より、社会福祉協議会が窓口、国が納付額の二分の一融資をすることになりました。そのことを知った人は大変な喜びですが、ほとんどの人はこの融資制度を知りません。加入対象者で滞納している該当者は、福生市では約四百人くらいいるそうです。社協でもまだ何のお知らせも出ていないようです。このPRをどのように考えておられるのかお尋ねいたします。国からの二分の一の融資は大変助かります。しかしながら、あともう少しという人が大ぜいいると思います。その人たちに、市当局はどのように手を差し伸べてくださるのか、お聞かせ願います。

たとえば六十八歳の方がいま納めますとすると、十九万六千円を払えば年間

七万四千三百円が給付され、二年一月で返済できることになると伺っております。わずかの不足分あるいは利子補給などの市民の願いをかなえていただき、たいと強く望むものであります。それも限られた期間、来年六月三十日まででございますので、市長初め関係当局の温かい御答弁を期待いたします。

次に青少年問題について伺いたします。

最近、子供たちにより多くの自然を享受させ、自然科学を探究するため、二十六市中何市か高原地に土地を求め、市民が親子で思う存分、大自然の中で親子の対話、はだの触れ合いの場づくりを設けているようです。東京都でも昭和四十八年奥多摩青少年自然の村の基本計画が立案されましたが、石油ショック以来の都財政の逼迫によって、たな上げされているようであります。

去る七月、二十一世紀を担う子供たちのために、この基本計画を見直し、速やかに都立青少年自然の村の建設を促進され、実現されるよう請願書が出されたようでございます。各自治体が独自で大自然の中で、市民の休暇村なり少年自然の村なり建設ができれば一番いいわけでございますが、都で計画された少年自然の村について、市長はどのようにお考えか。また、二十六市